

# 東京都高等学校体育連盟 バレーボール専門部女子部規定

## 第1章 名称及び事務局

第1条 本専門部は東京都高等学校体育連盟バレーボール専門部女子部と称する。

第2条 本専門部の事務局は部長指定の高等学校におく。

## 第2章 目的

第3条 本専門部は東京都高等学校体育連盟の規約に基づき、関係団体と提携し、都内高等学校および中等教育学校後期課程におけるバレーボールの健全な発展を図ることを目的とする。

## 第3章 事業

第4条 本専門部は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 高等学校バレーボール女子競技会の開催
2. 高等学校におけるバレーボールの技術研修会・審判講習会の開催。
3. 関係諸団体との連絡。
4. その他本専門部の目的達成に必要な事項

## 第4章 組織

第5条 本専門部は東京都高等学校体育連盟規約第6条によって組織する。

第6条 本専門部は都内各高等学校および中等教育学校後期課程バレーボール女子部をもって組織する。

## 第5章 役員

第7条 本専門部には次の役員をおく。(各専門部によって異なる)

- |           |            |          |
|-----------|------------|----------|
| 1. 部長1名   | 4. 常任委員若干名 | 6. 顧問若干名 |
| 2. 副部長若干名 | 5. 監事若干名   | 7. 参与若干名 |
| 3. 評議員若干名 |            |          |

第8条 部長及び副部長は専門部総会で推挙し、東京都高等学校体育連盟理事会の議を経て、東京都高等学校体育連盟会長がこれを委嘱する。

1. 部長は本専門部を代表し、会務を統括する。
2. 副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 評議員は常任委員会において推挙し、本専門部総会の推薦により部長がこれを委嘱する。評議員は本専門部の重要事項を審議する。

4. 常任委員は加盟校の当該顧問と高等学校および中等教育学校後期課程バレーボール女子関係教職員より選出し、常任委員会において推挙し部長がこれを委嘱する。
5. 監事は常任委員会総会において推挙し、本専門部総会の推薦により部長がこれを委嘱する。監事は本専門部の事業及び経理全般を監査指導する。
6. 顧問・参与は常任委員総会において推挙し、本専門部総会の推薦により部長がこれを委嘱する。顧問・参与は本専門部の運営に関して部長の諮問に応ずる。

第9条 役員の任期は2ケ年とする。但し再任は妨げない。補欠によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第6章 会 議

第10条 本専門部には次の会議をおく。(各専門部によって異なる)

1. 総会
2. 常任委員会
3. 評議員会

第11条 本専門部総会は年1回部長が招集し、次の事項について審議する。

1. 事業に関する事項
2. 決算の承認及び予算に関する事項
3. その他の重要な事項

第12条 常任委員会は部長・副部長・常任委員・評議員により構成され、部長がこれを招集し、本専門部の会務を審議し執行する。

## 第7章 会 計

第13条 本専門部の経費は加盟費(10,000円)並びに大会参加費及び補助金・寄付金・その他の収入をもってあてる。

第14条 本専門部の予算、決算は本専門部総会の議を経て、東京都高等学校体育連盟理事会の承認を得るものとする。

第15条 本専門部の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第8章 付 則

1. 部長は常任委員の承認を経て本部会の運営に関する細則を定めることが出来る。
2. 本専門部の規定の改正は、常任委員会の発議により本専門部総会の議を経ることが必要である。
3. 本専門部の規定は2023年4月1日より改正施行する。